## 議案第62号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和4年9月13日

提出者 葛飾区長 青 木 克 德

## (提案理由)

地方公務員法の改正により、再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年葛飾区条例第6号) の一部を次のように改正する。

「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第3項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に 改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63 号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採 用された職員をいう。)は、改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関す る条例第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定 を適用する。